

平成25年第5回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

平成25年10月16日 開会

）

平成25年10月16日 閉会

吉田町議会

## 平成25年第5回吉田町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (10月16日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○議案第80号～議案第85号の一括上程、説明	2
○議案第80号の質疑、討論、採決	1 1
○議案第81号の質疑、討論、採決	1 9
○議案第82号の質疑、討論、採決	2 1
○議案第83号の質疑、討論、採決	2 2
○議案第84号の質疑、討論、採決	2 2
○議案第85号の質疑、討論、採決	2 3
○町長挨拶	2 5
○議長挨拶	2 6
○閉会の宣告	2 6

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成25年第5回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第5回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、3番、山内 均君、4番、平野 積君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎議案第80号～議案第85号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 次に、日程第3、第80号議案から日程第8、第85号議案までの6議案を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第5回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、契約変更の締結について6件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第80号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事

(C工区) 請負契約の変更についてでございます。

本議案は、住吉地内の津波避難タワー設置工事につきまして、一般競争入札により、当初契約金額4億5,150万円で請負契約を締結したものにつきまして、1億7,389万4,700円を増額し、6億2,539万4,700円で株式会社橋本組、代表取締役、橋本勝策と請負契約の変更を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第81号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事(D工区) 請負契約の変更についてでございます。

本議案は、住吉地内の津波避難タワー設置工事につきまして、一般競争入札により、当初契約金額2億6,565万円で請負契約を締結したものにつきまして、1億6,577万5,050円を増額し、4億3,142万5,050円で株式会社山田組、代表取締役、山田寿久と請負契約の変更を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第82号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事(G工区) 請負契約の変更についてでございます。

本議案は、川尻地内の津波避難タワー設置工事につきまして、一般競争入札により、当初契約金額2億2,365万円で請負契約を締結したものにつきまして、1億2,845万8,050円を増額し、3億5,210万8,050円で五光建設株式会社、代表取締役、山嶋好章と請負契約の変更を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第83号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事(M工区) 請負契約の変更についてでございます。

本議案は、片岡地内の津波避難タワー設置工事につきまして、一般競争入札により、当初契約金額2億8,665万円で請負契約を締結したものにつきまして、1億2,443万2,350円を増額し、4億1,108万2,350円で鈴与建設株式会社藤枝営業所所長、渡辺正明と請負契約の変更を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第84号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事(P工区) 請負契約の変更についてでございます。

本議案は、住吉地内の津波避難タワー設置工事につきまして、一般競争入札により、当初契約金額3億7,275万円で請負契約を締結したものにつきまして、1億9,404万9,500円を増額し、5億6,679万9,500円で須山建設株式会社東遠支店支店長、高柳 裕と請負契約の変更を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第85号議案は、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事

(R工区) 請負契約の変更についてでございます。

本議案は、住吉地内の津波避難タワー設置工事につきまして、一般競争入札により、当初契約金額1億3,125万円で請負契約を締結したものにつきまして、8,915万1,300円を増額し、2億2,040万1,300円で株式会社エコワーク、代表取締役社長、大河原高広と請負契約の変更を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(八木 栄君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長(八木三千博君) 都市建設課でございます。

都市建設課から上程させていただきます第80号議案、第81号議案、第82号議案、第83号議案、第84号議案、そして第85号議案の6議案について御説明をいたします。

最初に、第80号議案、平成24年度(繰越明許)都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事(C工区)の請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の1、2ページと参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思ひます。

現在、下部工と製作物を主体にした内容で、株式会社橋本組と6月18日に契約を締結しており、9月末現在の工程では予定どおり進んでおります。

また、今回の増額は1億7,389万4,700円となり、全体の契約金額は6億2,539万4,700円で、10月10日に仮契約を締結しております。今回の残工事の内容ですが、参考資料1の工事等概要書をごらんいただきたいと思ひます。

工事箇所は、住吉のひばり幼稚園西の住吉幹線2号線沿いにある町有地に設置をしますが、住吉幹線2号線に覆いかぶさるような施設となります。

3の工事内容ですが、※印が今回の工事対象になります。工場で製作した鋼構造物の輸送費、本体工で橋脚の基礎部分となります。フーチング工、鋼材の仮設工及び現場塗装工、橋梁付属物工、そして舗道の復旧工が今回の工事となっております。

6の主要材料は、今回基礎部分が増工となりますので、コンクリートと鉄筋が対象となります。

7の橋面工は、全てが増工となっておりますので、遮熱性アスファルト舗装、床版防水、防

護柵と落下防止柵、ソーラーの照明装置、排水装置などが対象となります。

工事概要は以上です。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第80号議案の説明でございました。

続きまして、第81号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（D工区）の請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の3、4ページと参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。

D工区も、C工区と同様に、現在、下部工と製作物を主体にした内容で、株式会社山田組と6月18日に契約を締結し、9月末現在の工程では予定どおり進んでおります。

また、今回の増額は1億6,577万5,050円で、全体の契約金額は4億3,142万5,050円となり、10月10日に仮契約を締結しております。

今回の残工事の内容ですが、参考資料2の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は東浜公会堂に隣接し、榛南幹線沿いになります。

3の工事内容ですが、※印が今回の工事対象になります。

工場で作成した鋼構造物の輸送費、本体工の橋脚の基礎部分となります。フーチング工、鋼材の仮設工及び現場塗装工、橋梁付属物工、そして付帯工が今回の工事となります。

6の主要材料は、今回、基礎部分が増工となりますので、コンクリートと鉄筋が対象となります。

7の橋面工は、グレーチングによる床版、アルミ製の高欄と落下防止柵、ソーラーの照明装置などが対象となります。

工事概要は以上です。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第81号議案の説明でございました。

続きまして、第82号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（G工区）の請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の5、6ページと参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

G工区も、C、D工区と同様に、現在、下部工と製作物を主体にした内容で、五光建設株式会社と6月18日に契約を締結し、9月末現在の工程では予定どおりに進んでおります。

また、今回の増額は1億2,845万8,050円で、全体の契約金額は3億5,210万8,050円となり、10月10日に仮契約を締結しております。

今回の残工事の内容ですが、参考資料3の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、浜田土地区画整理地内の東名川尻幹線沿いに位置します。

3の工事内容ですが、※印が今回の工事対象になります。工場で製作した鋼構造物の輸送費、本体工の橋脚の基礎部分となりますフーチング工、鋼材の仮設工及び塗装工、橋梁付属物工、そして舗装工、側溝工が今回の工事の内容となります。

6の主要材料は、今回基礎部分が増工となりますので、コンクリートと鉄筋が対象となります。

7の橋面工は、グレーチングによる床版、アルミ製の高欄と落下防止柵、ソーラーの照明装置などが対象となります。

工事概要は以上となります。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第82号議案の説明でございました。

続きまして、第83号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（M工区）の請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の7、8ページと参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

M工区も、さきの3工区と同様に、現在、下部工と製作物を主体にした内容で、鈴与建設株式会社藤枝営業所と6月18日に契約を締結し、9月末現在の工程では予定どおり進んでおります。

また、今回の増額は1億2,443万2,350円で、全体の契約金額は4億1,108万2,350円となり、10月10日に仮契約を締結しております。

今回の残工事の内容ですが、参考資料4の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、主要地方道焼津榛原線と町道中臨港線の交差点より中臨港線沿いに約50メートルほど北になります。

3の工事内容ですが、※印が今回の工事対象になります。工場で製作した鋼構造物の輸送費、本体工で橋脚の基礎部分となりますフーチング工、鋼材の仮設工及び現場塗装工、橋梁付属物工が今回の工事となります。

6の主要材料は、今回、基礎部分が増工となりますので、コンクリートと鉄筋が対象となります。

7の橋面工は、グレーチングによる床版、アルミ製の高欄と落下防止柵、ソーラーの照明装置などが対象となります。

工事概要は以上になります。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第83号議案の説明でございます。

続きまして、第84号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（P工区）の請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の9、10ページと参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

P工区も先の4工区と同様に、現在、下部工と製作物を主体にした内容で須山建設株式会社東遠支店と6月18日に契約を締結し、9月末現在の工程では予定どおり進んでおります。

また、今回の増額は1億9,404万9,500円で、全体の契約金額は5億6,679万9,500円となり、10月10日に仮契約を締結しております。

今回の残工事の内容ですが、参考資料5の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、主要地方道焼津榛原線沿いのじゅっこくばし南の交差点から約130メートルほど東になります。

3の工事内容ですが、※印が今回の工事対象になります。工場で製作した鋼構造物の輸送

費、本体工の橋脚の基礎部分となりますフーチング工、鋼材の仮設工及び現場塗装工、橋梁付属物工、そして付帯工が今回の工事となります。

6の主要材料は、今回、基礎部分が増工となりますので、コンクリートと鉄筋が対象となります。

7の橋面工は、グレーチングによる床版、アルミ製の高欄と落下防止柵、ソーラーの照明装置などが対象となります。

工事概要は以上です。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第84号議案の説明でございます。

最後になりますが、第85号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（R工区）の請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の11、12ページと参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

R工区も、さきの5工区と同様に、現在、下部工と製作物を主体にした内容で、株式会社エコワークと6月18日に契約を締結し、9月末現在の工程では予定どおり進んでおります。

また、今回の増額は8,915万1,300円で、全体の契約金額は2億2,040万1,300円となり、10月10日に仮契約を締結しております。

今回の残工事の内容ですが、参考資料6の工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、学習ホール付近の東村児童遊園になります。

3の工事内容ですが、※印が今回の工事対象になります。工場で製作した鋼構造物の輸送費、本体工の橋脚の基礎部分となりますフーチング工、鋼材の仮設工及び塗装工、橋梁付属物工、そしてフェンス設置工が今回の工事となります。

6の主要材料は、今回、基礎部分が増工となりますので、コンクリートと鉄筋が対象となります。

7の橋面工は、グレーチングによる床版、アルミ製の高欄と落下防止柵、ソーラーの照明装置などが対象となります。

工事概要は以上です。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第85号議案の説明でございました。

上程させていただきました6議案につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で提出議案の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時25分

再開 午前10時58分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

ここで、企画課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

先ほどの議案の提案説明の中で、不足の部分がございましたので、追加をして説明をさせていただきます。

第80号議案から第85号議案まで全て共通した事項でございますが、変更の内容につきまして、契約の方法も変更になっております。当初の請負契約では、一般競争入札による契約と、こういうことになっておりますが、変更後につきましては、議案書にありますとおり、一般競争入札による契約及び随意契約というふうに記してございます。

この随意契約部分でございますが、今回、変更の請負契約を締結をさせていただくという議案でございますが、自治体が契約をする方法というのは地方自治法の中に定まっております。

して、第234条第1項の規定でございますが、契約の方法というのは一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法という契約の方法しか用いることができないということになっております。その中で、今回の場合は一般競争入札でもございませし、指名競争入札でもなく、競り売りでもございませので、随意契約という部分の契約に当たります。それで、随意契約できる場合というのは、地方自治法施行令に定められておまして、167条の2第1項の中に随意契約によることができる場合というのは全て規定されております。その中で、今回の場合は、地方自治法施行令167条の2第1項第6号に、競争入札に付することが不利と認められるときということに該当をいたします。

それで、この第6号のガイドラインとして、現在の国土交通省が出している随意契約ガイドラインというものがございませが、その中で、第6号の競争に付することが不利と認められる場合の中で、それをさらに細分化いたしまして、現に契約履行中の工事に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合と、こういうことを例示として掲げてございませ。今回は、この内容に該当するわけございませが、それをさらにケースを明らかにしたものとして3つ上げておます。

その中で1点目が、現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。

もう一つが、前施工に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合。

3点目といたしまして、他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合と、この三つのケースを掲げてございませ。

今回の場合は、このガイドラインに示される3点全てに該当すると、こういうことで、競争に付することが不利と認められる場合、こういう理由に該当する随意契約ということで、一般競争入札は当初ございませして、変更については随意契約ということで、契約方法を修正させていただいておます。

よろしくお願いいたします。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） それでは、日程第3、第80号議案 平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（C工区）請負契約の変更について、これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないようご協力をお願いいたします。質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 一つお伺いしたいのですけれども、今まで3基を、ちょっと見せていただきました。そして、ちょっと感じたことが、これからつくっていく上で監理、工程監理ではなくて現場の監理は、町としてはどのような方法をとっていくのか。一つお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今、今後の管理というお話で、でき上がってからの管理という、現場の……。

〔「いいですか、ちょっと」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） すみません。監理は、竹かんむりではなくて、現場の工程の監理。要するに、ちょっと細かい部分ですけれども、非常に危険な部分というのは、やっぱりあるわけです。水がたまる部分がちょっと……。

監理をする人を、前にちょっと聞いたような気がするんですけれども、監理をする人を整備局からお呼びいただいて、しっかり監理をしていただくという話を聞いたんですけれども、工事をやっていく間での工事監理について。例えばこれから、今までどうやっていったのかちょっと心配をしているんですけれども、できるだけ完成、何ていうんですか、不備のない完成をするために、しっかりした監理をしていっていただきたいなと思うものですから、その分のどのような形でこういうふうな、やっていこうとしているのかというのを聞きたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 3番議員、それは、請負会社の監理じゃなくて、役所としての監理ということよろしいですか。そういうことですか。

○3番（山内 均君） そうです。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今のご質問、的確な答弁なのかちょっとわかりません。またご指摘いただければと思いますが、今、工事のほうにつきましては、役場のほうの職員が総括監督員、主任監督員、監督員という監督員を設けまして、各現場の責任者を設けまして監督を日々しているということでもあります。ただ役場のほうでは、そのいろいろな基準というような、今回のこのタワー、大規模構造物でございますので、前もちょっと私はお話をさせていただいたと思いますが、整備局のほうから、整備局の技術検査官という者が名古屋のほうにいますので、その方にいろいろなことをアドバイスをいただきながら、研修を受けながら進めているということでございます。ちなみに、明日もこの整備局の方が3人この中に、吉田町に来ていただいて、監督の仕方とか、あと工事の現場を一緒に見ていただきながら、注意点とかいろいろ配慮する点なんかの助言を言っていただこうというふうに思っております。

今のご質問の部分は、その工事監督、管理をちゃんとやった上で、ちゃんとしたものを受け取れというような趣旨かというふうに受け取ってございまして、そういう意味では、限られた役場の中での人材でございますが、いいものを安価でつくっていただくというような観点で、監督のほうも、今後とも充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

理由は、この前ちょっと見せてもらって、K工区ですか、そのときにちょっと気がついたことがあったんですけども、特に海水のたまる部分が、鉄骨がいずれにしても早目に錆びていくということで、そうすると今度、監督員が来ていただくということで、何というか、チェックのリストみたいなやつというのは町では持っているんですか。

要するに、そのリストの中に、こういうところはおおよそ出ているはずなんですよ。こういうところを見なさいという。そういうのがあれば、非常に的確な見方とか監理というのはできると思うんです。

実際、もう一つ、関心があって見せていただいたのは、最初の段階からちょっと厚くしてあって、そこにアスファルトがきれいにいったんです。特に建物の場合には、コンクリの場合には乾いてきて、それを今度は上乘せというか補修をするときに、なかなかそれを是正すると言って、本当にくっつけるのは難しい話ですので、一番最初のどこを見るかというところでやっていかないと、なかなか難しい部分があるんです。その辺でちょっと、今、質問させていただいたんです。

チェックリストのようなものというのは、やっぱり持ちながらやっているんですか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の議員のご指摘の部分は、ちょうど舗装をしておいて、そのタンクのところが1%で勾配がついておりますので、その水がたまるところに、ボルトがあるところに、ちょっと舗装が、ぶかぶかとかいう話じゃないですけども、ちょっと凹凸が見られて、その辺がごみがたまるとか水がうまいことそこでとまってしまおうとかというようなご指摘かと思います。工事のほうの中の検査または監督の中では、全体的な舗装ですと、その厚さの管理とか、幅員とかいうのがございますが、どちらかといえば見ばえ的なもの、できばえ的な部分につきましては、数値的な基準はございません。それは、やはり、今議員からもご指摘があるように、各監督員のある程度持ち家という技術力とか経験から、そういうところを事業者のほうに指導していくという形になろうかと思っています。

今回、3基完成しましたが、その中でもK、L、Oいろいろな特徴、舗装の中でもやり方はいろいろな特徴がありまして、きれいに始末しているところもありますし、ちょっと見ばえからすれば、ほかの業者から比べるとちょっと劣るとか、いろいろなものがございますが、これにつきましては、今回の経験を踏まえながら、次の監督のときには、そういうところもいろいろな部分でも注視しながらやっていきたいと思っています。

あと、あわせてでございますが、今回、今ご指摘のあるような部分につきましては、構造上大きな問題はなかろうというふうに思っています。ただ、どちらかといえば、それは、見ばえという観点では、きれいに仕上げればいいという部分もございますが、今後、役場のほうは、このタワー、ことし中に15基できますが、保守点検のマニュアルのようなものをつくって、逆に、今ご指摘のあるように、水がたまったりして腐食が進行してしまうとか、ごみがたまって水が滞ってしまうとか、そういうのも含めて保守点検マニュアルをつくる段階でそのような項目も入れていきたいというふうに考えております。そのようなマニュアルをつくるためにも、現場でいろいろな課題等が出ておりますので、その課題を把握した上で、マニュアルをつくるなりをした上で、今後、工事が終わった後の適切な維持、メンテナンスも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。これを最後にします。

今理事の言った見ばえの部分ではなくて、写真を撮ってきたんですけども、鋼構造の接合している部分が確かに施工するのが非常に難しいところがやっぱり見えたものですから、

その辺を間違いなくやってほしいということで、この質問体制はありますかと聞いたわけです。この、また写真、あれしますので、こういうところですよという、これ構造的に影響するところですので。また、その辺をしっかり背負っていく体制とか管理体制をとっていただきたい。これは、最後は要望です。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番です。

今回、提出された変更契約の内容については、本契約の対象外という部分がたくさんあって増額になってきたということで理解はしているわけですがけれども、工事の中で、直接工事費を押し上げる大きな変更が出てきた場合の町における検討なり判断の流れについて、どのような流れによって変更契約に結ばっていったかという流れについて、教えてくださいか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、変更契約という形で今回は契約を結んでいるわけなんですけれども、仮契約という形になっているわけなんですけれども、当初の発注をするときもそうでしたけれども、まずは残りの6基、これを期限がある3月までに完成したいと、そういう中で、どうすれば予算の範囲内で6基の完成を見るかという中で、当初のときもこうした中で、こういう今までやった暫定的な発注方法というのを選びました。

この次、それに今度、完成をするまでのものを発注するに当たりまして、じゃ、どういう形でということですがけれども、やはり問題となるものは工期と、工期というか3月末ということが大変重要な課題になっておりました。いかに、その3月に完成を見るかということは、逆にいいますと、いろいろな考え方がありましたけれども、とにかく3月の完成を図るためにはこの方法しかない。ほかにはあります、ありますけれどもやはり、いろいろなリスクを考えると確実な方法を選ぶしかないということで、今回は変更という形を選んで、そういう形で契約方法を結びました。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 工程監理あるいは毎日の日誌というのは整備されていると思いますけれども、ぜひそのような流れについては整理をしておいてほしいなというふうに思います。

それから、例えば矢板工法を採用する場合ですがけれども、この場合に幾つかの工法によって比較設計をすると思うんですがけれども、その点は、今回矢板を使う現場においてはどのよ

うな手法を用いられたか、お聞きをします。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、今回のC工区に対して、矢板工法にするときどういうふうな方法をいろいろな検討をされたかということですが、検討する段階は、設計のときにいろいろ検討をしまして、周りに家があるとか、そばに下水が走っているとか、そういうようないろいろな条件から、あとは振動を与えてはいけないとか、いろいろな部分がございますので、今回の部分はウォータージェットということで、矢板の先に水を入れまして、あと圧入すると。ですから、音も振動も出ないという工法を使わせていただいたということです。ほかにも矢板を打ち込む、ある程度もむというんですか、上から重りをつけて打ち込むとかいうような部分は基本的には安価にはできるんですけども、振動とか騒音が出るというような部分がございます、今回の部分は近辺に下水とか水道、または家があるというような形で、ほかの工区も同じでございますが、先端から水を出しまして、先端の土質をやわらかくして、あとは握って圧力でぐっと押さえるということで、圧入するような、音も振動も出ない方法を採用させていただいた。それは設計段階でそういうようなことを検討させていただいて、設計書の中でもう、そういう工法でやりなさいというような指定をさせていただいております。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに、いかがでしょうか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

K, L, Oと3基完成しまして、ソーラー照明の関係です。やはり現物ができて初めて我々も知ることなんで、実感をするわけなんですけれども、上側に出た方式とK、Lがそうかな、Oは階段のところに設けてあるんですけども、津波避難タワーの標準設計仕様基準によりますと、照明施設というのは、設置する場合は太陽光発電に重なる形式を採用すること、照明はJISZ9111照明設置基準の交通量の少ない住宅地域の道路に基づき、所定の照度を満足できるように設置するという形で決められているんです。今回Cなんですけれども、ここは割と暗いところだと思うんですけども、ほかの今回上程されているところは、上にこういう形で、かたつむりのあれみたいな恰好で出ているんですけども、フェンスよりもオーバー目に上に出ているんです。これだけ長い距離の間に照明というのは、どういった観点で、どこにつくんですか、照明は。

照度に関してはどのような個数とか、それがちゃんと保たれているんですか、それについて、ちょっと質問します。

○議長（八木 栄君） すみません、暫時休憩をお願いします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時24分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどの件でございますけれども、ソーラー照明、このCのところには、ソーラー照明を4基設置をしております。4基のうち3基につきましては、道路沿いに並行して設置するような形で、1基につきましては、南側の階段のほうを主に照らすような形で設置を考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、階段を主に照らすような恰好で設置されるんですか。ほかのところを見ますと、ちょうど踊り場というんですか、上部に対して照らすような恰好で四方を囲っているような形なんですけれども、今回の議案を見ますと、R工区も上側にはないんですけども、様式が違うということになっていいると思うんですけれども、逃げる方の安全を確保するために、階段を主に照らしているということですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 全体の話になりますけれども、照明というものは、階段を主に基本的に照明で明るくするということで考えて設置をするようになっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、ガイドラインに出ている所定の照度という形で、それをクリアされる何ルクスというんですか、単位はちょっとわかりませんが、そういったものを確保される、4基で、これは65メートルという非常に横に長いもんですから、普通のものとはちょっと違うような感じがするんですけれども、それで十分、階段も含めて安全の照明の明るさが確保できているということよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 道路側に並行して3基設置するものにつきましては半径10メートルというか、両方でいうと20メートルまで照明が当たるようなものになっております。南側になりますけれども、大きい階段のところにつくものにつきましては、これはちょっと大き目のものになりますので、半分で16メートル以上、全幅で32メートル以上のところを照らすということに、そういうものを設置するようになっております。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

今回の契約ということでありまして、施工時間というか、工事の時間、一日一日の時間というのはもう決まっていると思うんですが、今までは道路にやっていたんだけど、今度、非常に人家の密集地に建てるということで、これから日も短くなって、非常に夜が長いというか、早くに日が暮れるということで、余り遅くまで工事をやっていると、非常に周りの方が音が響くというのがあると思うんです。そういう中で、もし工期が決まっていて、遅くまでやらなければならないよというようなとき、住民への、こういうことで遅くまでやりますよというような、そのような告知というか、そういったことは、どのようなことになっておりますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 今までに、現在3基というものが既に完成をしておりますので、その3基、そちらを先にやったのと同じような形でやらせてもらうんですけれども、事前に現場のところに何月何日には残業をやりますよと、そういうものを告知するような形を考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） それは、現場へ行けばわかるというものですよね。その前に、最低限の近隣の方には、前もってできるものならお願いしたほうがトラブルは少ないんじゃないかな。ここに書いてある、現場に書いてあるからこれでいいんだよというのは、ちょっとうまくないと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ、何かちょっとこう、ビラみたいなものを近所周りに配るとい話になりますと、じゃ、どこまでがよくて、どこまでだめだということなど、非常な難しい問題がありまして、現場のほうにちょっと聞いてくださいと。これ

はうすら覚えですけれども、工事の説明会のときにも、そういうような話は、申しわけないけれども現場のほうに聞いていただいて、どんどんこういう、いろいろわからないことは質問してくれば結構ですと、そういう話も説明会の中でも出たと思いますので、今はそういう形で考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） どこまでまけばいいのか、どこまで知らせればいいのかというのは、それは際限がないと言われればそうかもしれないけれども、本当にどこまでと、非常に難しい問題はあると思うんですけれども。でも何もしない、でもここまではしていますよということが示せば違うんじゃないかなと思います。だから本当に、半径何メートルというのがあるかわからないけれども、実際、迷惑までいくかわからないんだけど、そういうのはあると思うんです。実際、じゃ、工事、そういうことが起きたときに、苦情が来たときに、現場に書いてありますよと、それで通るかと言われたら、多分通らないと思います。だから、じゃ、半径何メートルのお宅にはそういうことをしていますということをもし示せば、じゃ、それから離れたお宅だったら、申しわけなかったということで、言いわけじゃないけれどもできると思うんです。それが、ただ何もしてなくて、現場に張った、それではちょっと通らないところがこれから出てくる可能性があります。それを言っているんで、もう頭から、どこまでやればいいだという、そのようなことを言われても、それは困るんで、考えていただきたい。よろしく……。うん、どう思いますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 残業とかというのは、工事の進みぐあいというか、非常に難しく、予測というか、そういうのが非常に難しい面がありまして、本来なら早ければ早く言うほど、皆さんに告知するほどいいんですけれども、本当に、二、三日前にということも、現実問題出てきます。そういう中で、今言ったように、皆さんのところへまいたりとかというのは非常に難しくなるということで、それでそういう方法をとらせていただいておりますけれども、そうですね、そういう形でやらせてもらっています。

〔「それ以上のことはしないということですか」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどちょっと言ったんですけれども、残業というのは、例えば1日から15日まで、例えばこの2週間で、もうそれであとはないよということであれば、本当に、告知というのはスムーズにいけると思います。ただ、2日やった、1週間やら

なかった、また2日やったとかと、そういう変なぐあいということもありますので、一つ一つ……。

すみません、申しわけありません。私がちょっと間違っておりました。残業する場合がありますけれども、もちろんその現場、看板などでもわかるようにしてありますけれども、その都度、近隣には回っているということでありました。回って、了解を得た中でやっている。だもんで、急な話ということも当然出てきますけれども、なるべく事前に、早いうちにお願いをしていると、そういうことでありました。申しわけありません。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第81号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（D工区）請負契約の変更について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

仕上げが、床版がグレーチングということでなっています。それで、これも現場へ行ってきて感じたことなんですけれども、グレーチングをとめる部分の、何というんですか、大きな穴ですか、穴というかボルトどめ用の、その大きさが、6.5、6.5、深さ4センチくらい、それが数が多いんです。今、この契約の中で、多分これでだけがあるとP L法か何かにはひっかかるんじゃないかと思うんですけれども、この部分の補助というか保護というか補修、補修とは言わないけれども、埋めて安全性を保つとかというのは、契約の中で考えられていることですか。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) 契約の中では考慮されておられませんけれども、ただ、ご指摘のように、ひっかかるとか、そういう危険性というのは認識しましたので、何らかの形で対応したいなということは考えております。ただ、まだ、どういう形でというのは決定しておりません。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 現場で感じたことでしたけれども、女性のハイヒールであるとか、そう思ったらグレーチングは非常に危険な部分を伴うんですよね。だからその中に、もう一つは、危険が伴うという部分と、グレーチングとグレーチングの間が、意外とこうもりが刺さったら心配だという部分があったものですから、それを含めて、ちょっとまた、検討をしていただけたらと思うんですけれども、いかがなものでですか。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) 例えば、KとかL、こういうように歩道橋を兼ねたものであれば、通常、日ごろから使うということでもありますでしょうけれども、歩道橋を兼ねていないところにつきまして、グレーチングをもちろん採用しているんですけれども、そこら辺につきましては、ふだんから、歩道橋と違って、利用というのは少ないんじゃないかなと。そういう中で、やはり非常時に確実に使うというときには、非常時にはヒールとかと、そういうことは余り考えなくても、はだしでも上がっていただければいいと思われまますので、特にヒールのことにつきましては考えておりません。

○議長(八木 栄君) ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第82号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（G工区）請負契約の変更について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第83号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（M工区）請負契約の変更について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第84号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（P工区）請負契約の変更について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第85号議案、平成24年度（繰越明許）都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（R工区）請負契約の変更について、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今85号議案をもちまして、津波防災町づくりの津波避難タワー設置工事の契約全てがこの議案で終わります。

過日の行政報告会するとき、各タワーの進捗状況の報告をいただいたわけですが、3月25日までに完成という形でやられていると思うんですが、部材等、入荷等、今現状において業者から問題が上がっているかどうか。というのは、3月25日までに必ず完成してもらわなければ町も困るわけでございまして、それについて、進捗はわかったんですが、今、問題的なものが上がっているようなものがあればご報告願いたいと思いますし、後になって、こういう理由で実はなんていうことがないような形で町もやりたいと思いますから、それについて1点確認させてください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ、吉田町にとっての一大事業でありますので、この件につきましては、四半期に一度というのか、それくらいのペースで、進捗率等は今後ともご報告していきたいというふうに考えております。以前も、何かそのような話はちょっとしたような気もしますが、議会の合間、合間というような言葉を使ったと思いますけれど

ども、そういう合間、合間というか、そういうところを見まして、御報告のほうは今後もさせていたいただきたいと思っております。

〔「問題はありませんか、今現在」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 現在のところにつきましては、特にこれといった大きい問題は出ておりません。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） ただいまの藤田議員からの質問で、3月25日までに完成はということですが、今回の議案につきましては、全て3月20日が工期でございますので、まずその御確認と、あと今回の工程につきましては、2週間おき、月に2回、各業者を役場のほうに呼びまして、工程会議というのをやっております。各業者に、今の工程の進捗状況を確認するとともに、課題とか、あと監督員が立ち会いをするとき、いついつ立ち会いに来てほしいというような形で、それにつきましても、私も入っておりますが、そういうふうに2週間に一度は工程監理をしているということです。もし、工程におくれ等が生じたときには、その時点で対策を打てるだろうということで今、考えておりますし、今のところおくられているというようなことは聞いておりませんので、今の工期内には納めるということで、各業者は残業的なものもあるかもしれませんが、今のところは進めていただいているという状況でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎町長挨拶

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成25年第5回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が提出しました議案等につきまして、本当に細かに、熱心に審議いただきまして、ありがとうございました。

また、議決をいただきましたので、これをもって津波避難タワー15基につきましては、来年の3月20日までの工期として完成に全力を傾けたいと思っております。

そこで、議員の皆様には、これはお願いでございますけれども、9月議会が終わってから、私、これまでもう3回東京へ行っています。また近日、東京へ行きますけれども、私の認識では、津波防災町づくりというものは有事の認識があつて、有事でございますので、トップたるところの首長というものがどこまでやれるかということによって、それぞれの自治体の今後が決まってくると、こんなふうに思っております。

以前、皆様にもお話ししたことがございますけれども、首長がピーチク、議会がパーチク言っても予算はつきません。予算をどうしても取るとかいろいろな場合がありますけれども、それはパズルを解くようにやっていくと。一つ一つと布石を置いていくわけでございますけれども、その布石を奥に当然置いてから、それぞれの中央の方々と接触を持たなければなりません。そうした場合に、当然1日で全てが終われば、それは簡単なことでございますけれども、そんなことは絶対ございません。1日に10分もらえるか、場合によっては日も確保できないと、そのような場合には何回も何回も行かなければならないと。

そういうふうなことでございますので、定例会が4回ございますけれども、その4回のときに、ほとんどは禁足令が出ているような形で、トップというものは動きがとれません。それは議会でも非常に大事なことでございますので、当然のことながら、出席するのが前提で

ございますけれども、場合によっては、委員会等で、たまたま首長は出なくていいよという  
ような場合は、首長の行動の自由を確保するために、ぜひとも、それについて、またそのよ  
うな事例が出た場合は、お考えいただきたいと、また、ご配慮賜りたいと思っておりますの  
で、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これで平成25年第5回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

これにて散会します。

閉会 午前11時48分